

# 広島県最低賃金は 65円（6.37%）引き上げて 「時間額1,085円」に

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、令和7年8月18日、広島労働局長（おぬま こうじ 小沼 宏治）に対して、「広島県最低賃金を『時間額1,085円』に改正することが適当である。」旨を答申しました。

これは、現行の広島県最低賃金（1,020円）を65円引き上げるもので、7月15日に開催された広島地方最低賃金審議会にて広島労働局長からの諮問を受け、審議を重ねて答申されたものです。審議では、本年8月4日に中央最低賃金審議会から示された目安額（広島県は63円）を参考にしつつ、労働者の生計費及び賃金並びに事業の賃金支払い能力や県内の雇用情勢等を踏まえて、取りまとめ答申されました。

広島労働局長は、答申を受け、その要旨を公示して異議申出（期限9月2日）に関する手続等を行います。その後、異議申出に係る審議を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

改正決定の効力発生日は令和7年11月1日となる予定です。

広島労働局では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援する各種助成金を一層活用していただくため、9月に重点的な周知を行うこととしています。

最低賃金・賃金引上げに向けた支援策については、厚生労働省 HP をご確認ください。

[「賃上げ」支援助成金パッケージ | 厚生労働省](#)

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度  | 令和7年度<br>答申 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------------|
| 最低賃金額   | 899円  | 930円  | 970円  | 1,020円 | 1,085円      |
| 対前年度上昇率 | 3.21% | 3.45% | 4.30% | 5.15%  | 6.37%       |
| 対前年度上昇額 | 28円   | 31円   | 40円   | 50円    | 65円         |

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金の適用を受ける場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。答申通りに改正された場合は、「広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」を除き広島県最低賃金が適用されます。現在の特定最低賃金については、HP をご確認ください

[賃金・家内労働（パンフレット・リーフレット） | 広島労働局。](#)